

# 法令および定款に基づく インターネット開示事項

## 連結計算書類の連結注記表 計算書類の個別注記表

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

### 株式会社 EMシステムズ

「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様提供しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・連結子会社の名称

5社  
株式会社ラソソテ  
株式会社ユニコン  
コスモシステムズ株式会社  
株式会社ブリック薬局  
益盟軟件系統開發（南京）有限公司

平成27年2月に設立した株式会社ブリック薬局は、当連結会計年度において事業を開始したため、新たに連結の範囲に含めております。

##### ② 非連結子会社の名称等

- ・非連結子会社の名称
- ・連結の範囲から除いた理由

意盟軟件系統開發（上海）有限公司  
意盟軟件系統開發（鎮江）有限公司  
非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法適用の関連会社の状況

該当事項はありません。

##### ② 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の名称等

- ・持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の名称

意盟軟件系統開發（上海）有限公司  
意盟軟件系統開發（鎮江）有限公司  
明祥システム株式会社

- ・持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社および関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち益盟軟件系統開發（南京）有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

連結子会社のうち株式会社ユニコンの決算日は、2月29日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、3月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

連結子会社のうち株式会社ブリック薬局の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、3月31日現在で仮決算を行い、その計算書類を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

商品、製品、原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産及び投資不動産

（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）及び賃貸用資産については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	8～52年
その他	4～15年

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

・市場販売目的のソフトウェア

見込有効期間が1年であるため取得年度に全額償却しております。

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. ポイント引当金

当社は、将来の「EMオンラインSHOP」の利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌連結会計年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

ニ. 製品保証引当金

当社は、無償保証契約付で販売した製品・商品の保証期間内に発生するアフターサービス費用の支出に備えるため、当連結会計年度の実績に基づき見積った必要額を計上しております。

- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。
- ハ. 小規模企業等における簡便法の採用  
国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ⑤ 重要なヘッジ会計の方法
- イ. ヘッジ会計の方法  
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象
- | ヘッジ手段  | ヘッジ対象 |
|--------|-------|
| 金利スワップ | 借入金利息 |
- ハ. ヘッジ方針  
当社は、将来の市場金利変動リスクの回避または金利負担の低減を図る目的で金利スワップ取引を行っております。  
当社は、デリバティブ取引の限度額を実需の範囲とする方針であり、投機目的のデリバティブ取引は行わないものとしております。
- ニ. ヘッジの有効性評価の方法  
各取引ごとに契約額、時価、時価算出根拠に基づきヘッジの有効性評価を6ヵ月毎に行っております。
- ⑥ のれんの償却方法及び償却期間  
のれんの償却については、5年間及び12年間の定額法により償却を行っております。
- ⑦ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ・消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

- |                    |          |
|--------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,409百万円 |
| (2) 投資不動産の減価償却累計額  | 2,542百万円 |

### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 17,855,700株

(注) 当社は、平成28年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施しており、当該株式分割後の株式数を記載しております。

- (2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

平成27年6月26日開催の第32期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 260百万円
- ・1株当たり配当額 30円
- ・基準日 平成27年3月31日
- ・効力発生日 平成27年6月29日

平成27年11月6日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 138百万円
- ・1株当たり配当額 16円
- ・基準日 平成27年9月30日
- ・効力発生日 平成27年12月2日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成28年6月28日開催の第33期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 270百万円
- ・1株当たり配当額 31円
- ・基準日 平成28年3月31日
- ・効力発生日 平成28年6月29日

- (3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成18年7月18日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	27,900株
新株予約権の残高	279個

	平成24年7月10日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	165,200株
新株予約権の残高	1,652個

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業活動に必要な資金については、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は株式または投資信託であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額 (※)	時価 (※)	差 額
① 現金及び預金	6,354	6,354	—
② 受取手形及び売掛金	2,622	2,622	—
③ 短期借入金	(500)	(500)	—
④ 長期借入金	(2,368)	(2,373)	5

(※1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(※2) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

### (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### ①現金及び預金並びに②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### ③短期借入金

短期借入金は全て変動金利であり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

#### ④長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額35百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価	当該時価の算定方法
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	290	138	(※)	取引金融機関から提示された価格等によっております
合計			290	141		

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該対象の時価に含めて記載しています。

## 6. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、大阪府その他の地域において、賃貸用の事務所(土地を含む)を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、営業外収益に不動産賃貸収入として943百万円、営業外費用に不動産賃貸費用として383百万円であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
7,645百万円	△226百万円	7,418百万円	10,008百万円

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は減価償却費(226百万円)によるものであります。
3. 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 693円68銭
- (2) 1株当たり当期純利益 93円38銭

(注) 当社は、平成28年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施しております。なお、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

## 8. 重要な後発事象

### ストックオプション（新株予約権）の付与

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、承認を求める議案を下記のとおり平成28年6月28日開催予定の当社第33期定時株主総会に付議することを決議いたしました。なお、当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条第1項第3号の報酬等に該当いたします。

#### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員に対し、金銭の払込を要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。また、当社取締役に対し新株予約権を付与することについては、ストックオプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬等として相当であると存じます。なお、報酬等としての新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を元に企業会計基準委員会が公表する「ストック・オプション等に関する会計基準」に記載される株式オプション価格算定モデルを用いて算出するものとします。

#### 2. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

#### 3. 新株予約権の割当日

募集新株予約権の発行の取締役会で決定する。

#### 4. 新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 600,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

##### (2) 新株予約権の総数

6,000個を上限とする。なお、この内、当社取締役に付与する新株予約権は2,400個を上限とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

##### (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権を割り当てる日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、当該終値とする。なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行

使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）の上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

- (4) 新株予約権を行使することができる期間  
平成30年7月1日から平成32年6月30日まで
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
  - ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い、算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
  - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
  - ①新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員であることを要する。ただし、任期満了、定年による退職者および当社取締役会の承認を得た者は、引き続き新株予約権を行使することができるものとする。
  - ②新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。
  - ③その他権利行使の条件は、本総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところとする。

- (7) 新株予約権の取得の条件
- ①当社は、新株予約権者が上記(6)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
  - ②当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- ①合併（当社が消滅する場合に限る。）  
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
  - ②吸収分割  
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
  - ③新設分割  
新設分割により設立する株式会社
  - ④株式交換  
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
  - ⑤株式移転  
株式移転により設立する株式会社
- (10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
- 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (11) 新株予約権のその他の内容
- 新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

其他有価証券

時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産

商品、製品、原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産及び投資不動産 （リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）及び賃貸用資産については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	8～52年
その他	4～15年

##### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

・市場販売目的のソフトウェア

見込有効期間が1年であるため取得年度に全額償却しております。

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

#### (3) 繰延資産の処理方法

・株式交付費

3年間で均等額を償却する方法によっております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ ポイント引当金

将来の「EMオンラインSHOP」の利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌期以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

⑤ 製品保証引当金

無償保証契約付で販売した製品・商品の保証期間内に発生するアフターサービス費用の支出に備えるため、当事業年度の実績に基づき見積った必要額を計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
金利スワップ	借入金利息

ハ. ヘッジ方針

当社は、将来の市場金利変動リスクの回避または金利負担の低減を図る目的で金利スワップ取引を行っております。

当社は、デリバティブ取引の限度額を実需の範囲とする方針であり、投機目的のデリバティブ取引は行わないものとしております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

各取引ごとに契約額、時価、時価算出根拠に基づきヘッジの有効性評価を6ヵ月毎に行っております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

・消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以降実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	1,309百万円
(2) 投資不動産の減価償却累計額	2,542百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
短期金銭債権	380百万円
長期金銭債権	348百万円
短期金銭債務	93百万円
長期金銭債務	23百万円

## 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

① 売上高	682百万円
② 仕入高	86百万円
③ 外注加工費	217百万円
④ その他の営業取引	80百万円

営業取引以外の取引による取引高 84百万円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 400,954株

(注) 当社は、平成28年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施しており、当該株式分割後の株式数を記載しております。

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	104百万円
未払事業税	45百万円
退職給付引当金	205百万円
製品保証引当金	67百万円
一括償却資産超過額	5百万円
減価償却超過額	14百万円
資産除去債務	1百万円
ゴルフ会員権評価損	6百万円
株式報酬費用	16百万円
減損損失	9百万円
関係会社株式評価損	68百万円
その他	61百万円
繰延税金資産小計	607百万円
評価性引当額	△92百万円
繰延税金資産合計	515百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△46百万円
繰延税金負債合計	△46百万円
繰延税金資産（負債）の純額	468百万円

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.2%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は22百万円減少し、法人税等調整額が22百万円増加しております。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容(注1)	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)(注2)
			役員兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社ブリック薬局	(所有)直接100.0	役員1名	調剤薬局の経営	資金の貸付 資金の返済	300 18	長期貸付金	282

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、市場金利を勘案して金利を決定しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

676円44銭

(2) 1株当たり当期純利益

75円58銭

(注) 当社は、平成28年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施しております。なお、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

## 9. 重要な後発事象

### ストックオプション（新株予約権）の付与

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、承認を求める議案を下記のとおり平成28年6月28日開催予定の当社第33期定時株主総会に付議することを決議いたしました。なお、当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条第1項第3号の報酬等に該当いたします。

#### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員に対し、金銭の払込を要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。また、当社取締役に対し新株予約権を付与することについては、ストックオプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬等として相当であると存じます。なお、報酬等としての新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を元に企業会計基準委員会が公表する「ストック・オプション等に関する会計基準」に記載される株式オプション価格算定モデルを用いて算出するものとします。

#### 2. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

#### 3. 新株予約権の割当日

募集新株予約権の発行の取締役会で決定する。

#### 4. 新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 600,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

##### (2) 新株予約権の総数

6,000個を上限とする。なお、この内、当社取締役に付与する新株予約権は2,400個を上限とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

##### (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権を割り当てる日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、当該終値とする。なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行

使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）の上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

- (4) 新株予約権を行使することができる期間  
平成30年7月1日から平成32年6月30日まで
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
  - ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い、算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
  - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
  - ①新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員であることを要する。ただし、任期満了、定年による退職者および当社取締役会の承認を得た者は、引き続き新株予約権を行使することができるものとする。
  - ②新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。
  - ③その他権利行使の条件は、本総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところとする。

- (7) 新株予約権の取得の条件
- ① 当社は、新株予約権者が上記(6)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
  - ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- ① 合併（当社が消滅する場合に限る。）  
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
  - ② 吸収分割  
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
  - ③ 新設分割  
新設分割により設立する株式会社
  - ④ 株式交換  
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
  - ⑤ 株式移転  
株式移転により設立する株式会社
- (10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
- 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (11) 新株予約権のその他の内容
- 新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。